

特別定額給付金事業の実施概要について

1 経緯

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、各市区町村において、国の補助により、特別定額給付金事業が実施されることになった。

2 給付金事業の概要

(1) 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において目黒区の住民基本台帳に記録されている者

(2) 給付額

世帯構成者1人当たり10万円として算出される額

(3) 受給権者

住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

(4) 申請方法

必要となる申請書類を郵送し、必要事項を記入の上、返送する（郵送申請方式）。なお、国において整備する受付システムを通じマイナンバーカードを活用して行う方法（オンライン申請方式）も認める。

新型コロナウイルス感染防止のため、原則として窓口申請は受けないが、やむを得ない場合は感染防止対策を取った上で行う。

(5) 申請期限

郵送申請方式の給付申請受付開始日から3か月以内

(6) 給付方法

原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。なお、口座がないなど真にやむを得ない場合に限り、窓口等での給付を認める。

(7) 配偶者対象暴力の被害者に係る取扱い

配偶者からの暴力を理由に避難している者が諸事情により目黒区に住民票を移さずに居住している場合は、その旨の申出があれば、住民基本台帳記載の自治体と調整し、目黒区から給付金を支給することとなる。国が設定した事前届出期間は過ぎたが、随時当該申出を受け付けている。

3 事務処理体制

4月下旬から給付金に関する準備室を立ち上げ、準備を進めてきたが、5月8日に専管組織（特別定額給付金課）を設置し、給付事務に当たる。

4 業務委託

事業を短期間で円滑かつ効率的に実施するため、申請書印刷・発送、窓口対応・コールセンター業務を委託する。

5 経費負担

実施主体は区市町村であるが、実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について国からの補助（10／10）がある。

6 事業スケジュール

	郵送申請	オンライン申請
5月中旬		受付開始予定（15日までを予定）
5月下旬	給付金専用コールセンター設置	
5月末～6月上旬	申請書発送開始	給付金振込み開始予定
6月下旬	給付金振込み開始予定	
8月末	申請期限	

※上記は現時点での予定であり、今後変更があり得る。

※現在は、区新型コロナ対策コールセンターにて給付金に関する問合せを受け付けている。

以 上